成年後見制度・地域福祉権利擁護事業　初期相談フローチャート 作成日：平成18年8月11日

主訴：どういう状況か？
福祉サービスの契約、金銭管理、預かりなどが必要？
→ いいえ：相談内容に応じた相談機関を紹介
↓ はい
※ 経済的虐待のおそれがある場合、「経済的虐待への対応フローチャート」へ

契約締結ができる判断能力はあるか？　※判断能力については、「判断能力区分の目安」を参考
- いいえ → 成年後見制度の利用を検討
- はい → 地域福祉権利擁護事業の利用を検討

↓

財産管理や施設入所手続き等が必要？
- いいえ → 家族等の協力が得られる？
  - はい → 家族等へ調整を行う
  - いいえ → 十分な収入はある
- はい ↓

家族等による後見申立の協力が得られる？
- いいえ
- はい

－ 家族等への確認事項 －
①施設入所等の手続き
②入所・入院後の緊急時対応
③成年後見制度申立の協力
④死亡時の対応
⑤金銭管理

↓

家族、第三者を含め後見候補者がいる？
- はい → 家庭裁判所・家事相談を紹介
- いいえ ↓

第三者後見へ報酬を支払うことが可能か？
- はい → 弁護士・司法書士・社会福祉士会を紹介
- いいえ ↓

申立、後見候補者を含め、家裁の家事相談と調整
※ 「後見候補者なし」で申立してよいかどうか事前に相談が必要

市町村長申立てを検討
※ 高齢、障害など各担当課へ相談を行う。

所得・資産がなく申立費用・報酬などの支払能力がない
- はい → 成年後見制度利用支援事業による申立て・報酬費用助成利用 → 弁護士・司法書士・社会福祉士会へ後見人等の受任依頼
- いいえ → 弁護士・司法書士・社会福祉士会へ後見人等の受任依頼

十分な収入はある
- いいえ → 諸制度の利用、生保申請を検討
  ※ 生活費の状況を生活保護「最低生活費」と比較
- はい ↓

困っている状況を確認

↓

本人自身は困っているか
- いいえ → なぜ、困っていないかを確認
  ※ 認知症、精神疾患など疾患の状況を再度、確認。困らない原因を探る。
  ① 精神障害の場合、退院時に調整し、利用に結びつけることも有効。
  その際、入院、症状悪化の原因をつかむ必要がある。
  ② 生保の場合は、保護担当を交える（利用する）。
- はい ↓

本人は事業を利用したい
- いいえ → なぜ、利用したくないかを確認
  ※ 上記と同様に病状などを確認していく。
  「金銭管理」を委ねることは、大きなストレスを伴うことを留意する。
- はい ↓

状況によって、第三者へ通帳・印鑑を預けることはできるか
- いいえ → 本人へ了承を得られるよう調整を依頼
- はい ↓

名前、住所、生年月日、サービス利用状況、疾患など、基本情報を確認

↓

再度、意思確認の上、訪問調査へ

↓ 訪問調査実施

相談者を通じて、現状を確認、
訪問の理由を説明する。

金銭管理支援内容決定へのポイント
① 現在の管理状況
② 管理ができないことで起こるリスク
③ サービス利用状況(主に食の確保、服薬管理など)
④ 本人が求める支援内容
⑤ 利用頻度の決定
⑥ 注意事項

↓

1週間、10日単位の金銭管理ができる
- いいえ → 認知症、精神疾患など原因を確認
  ※ ヘルパー、ﾃﾞｲｹｱ、など他機関との協力
  コープの利用などの工夫による支援を検討。
- はい ↓

キャッシュカードが使える
- いいえ → 月1～2回ほどの訪問を検討
- はい ↓

金融機関の自動送金を活用を検討
※ 月1回、通帳内容の確認支援を実施